

# 住宅用家屋証明書の添付書類

令和4年4月1日以降分

添付書類	租税特別措置法施行令					
	(イ) 第41条					
	特定認定長期優良住宅				認定低炭素住宅	
	(a) 新築されたもの	(b) 建築後使用された ことのないもの	(c) 新築されたもの	(d) 建築後使用された ことのないもの	(e) 新築されたもの	(f) 建築後使用された ことのないもの
登記事項証明書 ※1						
オンライン申請による登記完了証 ※2	○	○	○	○	○	○
登記完了証 + 登記申請書の写し ※3	いずれかひとつ	いずれかひとつ	いずれかひとつ	いずれかひとつ	いずれかひとつ	いずれかひとつ
確認済証 + 登記完了証 + 法務局の受領証						
売買契約書 または 売渡証書 または 登記原因証明情報		○		○		○
家屋未使用証明書		○		○		○
認定申請書（第一号様式）の副本【一面・二面】 + 認定通知書（第二号様式）の原本			○	○	○	○

※1 登記事項証明書のうち、インターネット登記情報提供サービスにより取得したものは、照会番号及び発行年月日が記載されたものに限ります。

※2 オンライン申請による登記完了証のうち、登記官の印がないものは、相違がない旨の文言と土地家屋調査士の朱肉印職印が必要です。

（ただし、三重県土地家屋調査士会四日市支部推奨専用紙を使用している場合は不要です。）

※3 登記申請書の写しには、土地家屋調査士の朱肉付職印が必要です。

★ 面積要件 : 床面積は50㎡以上で、事務所・店舗等との併用住宅の場合は90%を超える部分が居宅であること。

★ 新築又は取得後1年以内に登記を受ける家屋であること。

★ 申請家屋の所在する場所に居住していない場合は別紙をご覧ください。